

令和8年1月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和8年1月27日 午後3時00分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊚遅刻 ㊛早退)	
○ 1番 宮本 国男	㊗ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
㊗ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	㊚ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
○ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	㊗ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	㊗ 山下 勝美	㊗ 松本 美德
○ 山口 信也	○ 前田 將直	○ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	㊗ 徳田 詳吾
		○ 松本 伸雄
		○ 新見 哲也
		○ 松本 覚二
		○ 山口 康明
		○ 高田 良彦
		○ 小林 重喜
		○ 長谷川 壽幸
		○ 渡口 学
		○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 樫山 まちこ	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
参事 吉田 倉也	主査 吉永 大輔	
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
3番 松本 由美子	1	5番 引地 国弘

### 【事務局長】

只今から令和8年1月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしく申し上げます。本日の欠席は農業委員2番瀬川委員、4番末武委員、17番須藤委員、推進委員2番山下委員、3番松本委員、15番徳田委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。先週の月曜日をお願いしておりました御厨町の草刈りを実施しましたところ、多数の委員の方に参加していただきました。ありがとうございました。おかげで短時間で作業を終えることができました。この農地につきましては中間管理機構が中間保有をしている農地というもので、受け手がなかなか見つからない農地となっているんですが、1年程耕作をされてなかったもので荒れたままでは幹旋もうまくいかないのではないかとということで、今回の作業を実施したところですよ。今後は早く受け手が見つかる様にやっていきたいと思っております。それでは会長の挨拶をいただき1月の総会に入りたいと思っております。

### 【会長】

新しい年、令和8年を迎えました。本年もどうぞよろしく申し上げます。副会長の須藤正文さんも無事退院されました。良かったです。今日はまだ欠席です。さて、今年の干支は馬です。年賀状によっては馬の絵の入った物もありました。私が買った年賀状には馬と左馬の絵が入っていました。左馬は漢字の馬の字を左右反転させたものです。これは縁起物で商売繁盛や福を招く招福、そして家内安全などを意味し、山形県天童市の将棋駒が有名です。馬を逆から読むと、まうになり、めでたい席で踊る舞いを連想させるということで縁起がいいとされています。また、馬は左側から乗るのが正しいとされ、右側から乗ると落ちてしまうことから左馬は人生でつまづかない、倒れない縁起物とされます。ところで、農業が機械化される前の話ですが、地域によっては馬も牛と同じように、中山間地の棚田の代かきなどで使われたことがあったようです。馬で耕すことを馬耕と言うそうです。今の時代は農業機械が導入され、スマート農業も進められています。先日、1月19日には先ほど榎山局長が言われたように御厨町西木場にある農地バンクが借受けている休耕田4枚、およそ1町歩の草刈り作業を農業委員会で行いました。10名の農業委員さん・推進委員さん、3名の事務局職員の皆さんにご協力頂きました。ありがとうございました。当日は草払機の他に2台のトラクターとラジコン式草刈り機が活躍しました。ラジコン式草刈り機は、市役所で新しく購入された物です。キャタピラーで動き最大45度の傾斜地で作業できます。重量は700kgです。アラフォー傾子という名前が付けられています。傾子のけいは傾くという漢字です。女性の名前が付いていますが、馬に負けない馬力がありました。結びになります。縁起の良い左馬と、馬力のあるアラフォー傾子にあやかって、新たな年に皆様は農業委員、推進委員として、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。本日の総会、よろしく願い致します。

### 【議長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員3番、松本委員、同じく5番、引地委員をお願いします。続きまして、報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

### 【事務局】

報告事項に入ります前に議案の訂正が何点かございますので、訂正をお願いいたします。まず1点目が議案書の2ページをお願いいたします。下から2段目の表の提案事件の集計表、第3条の所有権移転のところになりますが、件数が5件となっておりますが、2件に訂正をお願いします。また、その横の田の面積を10188㎡となっておりますが、1730㎡に訂正をお願いします。畑の面積も7351㎡となっておりますが、448㎡に訂正をお願いします。合計面積も17539㎡となっておりますが、2178㎡に訂正をお願いします。2点目は、議案書の39ページをお願いします。促進計画の権利の移転ですが、左上の住所と氏名のところが空欄になっておりました。ここには、右側の欄に記載している■■■■■さんのお父さまの住所と氏名が入ります。住所は■■■■■さんと同じ住所で、松浦市今福町坂野免■■■■■番地と記入してください。その下の氏名の欄には■■■■■と記入してくだ

さい。最後に議案書の53ページをお願いいたします。松浦市農地賃借料情報の公表ですが、最初のところで「令和6年における」と書いてありますが、「令和7年」が正ですので、6を7に訂正をお願いします。訂正は以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、報告事項についてご説明いたします。議案書の1ページから2ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)でございます。14件でございます。1件目、貸人、群馬県前橋市亀里町■■■■氏と借人、福島町端免■■■■氏との契約については、農業経営基盤強化促進法による相対契約となっておりますが、売買による所有権移転に伴い解約となっております。2件目、貸人、群馬県前橋市亀里町■■■■氏と借人、福島町端免■■■■番地■■■■氏との契約については、農業経営基盤強化促進法による相対契約となっておりますが、1件目と同じく売買による所有権移転に伴い解約となっております。3件目と4件目、貸人、志佐町高野免■■■■番地■■■■氏と借人、■■■■氏との契約については、農地バンクを通じた契約となっておりますが、借り手の都合による解約となっております。5件目、貸人、調川町白井免■■■■番地、■■■■氏と、借人、調川町松山田免■■■■番地■■■■氏との契約については、農業経営基盤強化促進法による相対契約となっておりますが、借手の都合による解約となっております。6件目、佐賀市川副町大字鹿江■■■■■■■■■■氏と借人、御厨町前田免■■■■■■■■■■氏との契約については、農業経営基盤強化促進法による相対契約となっておりますが、借手の都合による解約となっております。7件目と8件目については、貸人、御厨町前田免■■■■■■■■■■氏と借人、御厨町前田免■■■■■■■■■■氏の契約については、農地バンクを通じた契約となっておりますが、借り手の都合による解約となっております。9件目と10件目については、貸人、神戸市西区美賀多台1丁目■■■■■■■■■■氏と借人、御厨町前田免■■■■■■■■■■氏との契約については、農地バンクを通じた契約となっておりますが、借り手の都合による解約となっております。11件目と12件目については、貸人、群馬県前橋市亀里町■■■■■■■■■■氏と借人、福島町端免■■■■番地■■■■氏との契約については、農地バンクを通じた契約となっておりますが、売買による所有権移転に伴い解約となっております。最後に13件目と14件目については、貸人、星鹿町牟田免■■■■番地■■■■氏と、借人、志佐町西山免■■■■番地■■■■氏との契約については、農地バンクを通じた契約となっておりますが、地域おこし協力隊へ農地を貸し出す関係で解約となっております。

次に農地法第3条の3の規程による届出(相続)でございます。1件でございます。被相続人は鷹島町三里免■■■■番地■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏、相続人は福岡県大野城市大城4丁目■■■■■■■■■■氏です。農地の表示は鷹島町三里免字古道■■■■から字上中ノ前■■■■番までの田6筆、畑9筆、計15筆の合計面積15,397㎡です。被相続人の■■■■氏は平成3年10月22日に亡くなられ、その子である■■■■氏が平成24年3月7日に亡くなっております。また、■■■■氏の母親である■■■■氏が平成27年2月2日に亡くなっております。相続人の■■■■氏から令和7年12月5日に相続登記が完了したということで、令和8年1月13日に届出があり、同日受付をしております。

最後に提案事件の集計表です。議案書は2ページをご覧ください。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法第3条関係で、所有権移転が2件、承認関係で、農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請分が全部で19件、内1件が農業委員関係分となっております。荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてが3件で10筆分でございます。最後に毎年公表しております、令和7年1月から12月分までの松浦市農地賃借料情報の公表があります。私からの説明は以上でございます。



というものです。AToBの契約が17件の計画となっております。最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。また、議案書の39ページから41ページについては、耕作者の変更による権利の移転の内容となっております。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

#### 【会 長】

事務局からの説明が終わりました。しばらく時間をとりますので5ページから41ページの資料をご確認ください。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。無いようですので議案第2号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。続きまして42ページ、議案第3号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

議案第3号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は42ページから51ページをご覧ください。農業委員関係分になります。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。AToBの契約で1件の計画となっております。最初に農地の出し手を一覧に記載し、その後ろに農地の借り手である須藤委員の経営状況等を記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。


#### 【議 長】

事務局からの説明が終わりました。しばらく時間をとりますので、43ページから51ページまでの資料の確認をお願いいたします。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。無いようですので、議案第3号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。続きまして52ページ、議案第4号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

#### 【事務局】

スライドの準備しますので、しばらくお待ちください。

議案第4号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定について、農地に該当するか否かの申出がございましたので、農地法に規定する農地に該当するかどうか、このことについて皆様にご審議いただくものでございます。議案は52ページでございます。前方のスライドをご覧ください。スライドの1枚目をお願いします。番号の1から8の所在を示しているところがございます。これが1から6の拡大図になります。まず、中央下の番号6なんですが、こちらが山の中央にございまして、そこまで入ることが困難でございました。なので直接現地調査ができていない状況です。ただ航空写真、これは令和元年の写真なんですが、写真から見ても明らかに山林化しているのが確認できるかと思えます。番号1の田の現在の状況です。竹藪化しているのを確認しております。これも同じ番号1の台帳地目田の現況でございます。明らかに竹藪化している様子でございます。これが番号2の  の畑であったと

ころです。明らかに竹藪化していることを確認しております。こちらは3番の[ ]です。こちらにも雑木等が生い茂って原野化している状況を確認しています。こちらが[ ]です。元々畑ではあったんですが、山林化している状況です。これも[ ]、元々畑ということだったんですが、明らかに山林化している竹林化しているのを確認したところです。これが番号の7番と8番の土地の配置関係を示しています。これが7番の[ ]の現在の状況です。若干遠目から確認したんですが、竹林化している様子を確認したところです。これが番号8番の[ ]の現在の状況です。雑木、竹等が生い茂った状況で原野化している状況を確認いたしました。これが違う方向から撮った写真ですが、手前に生えている木は隣接する土地の木ではありますが、奥が見づらい状況ではありますが、先ほどの写真と同様に雑木等を確認して原野化している状況を確認できたということです。これが番号9の位置関係図になります。これが詳細図です。ため池のへりにあるような位置関係です。これがため池側から撮った写真です。逆光で見づらいですが、明らかに竹林化している状況を確認しております。これが違う方向から撮った写真です。これでも明らかに竹林化している状況が確認できました。番号1から8につきましては山内委員さんと現地確認を行ったところです。番号9に関しましては松本由美子委員さんとそれぞれ確認を行ったところでございます。番号1から9に関しましては、今ご覧いただいたとおり、そういった状況でございます。調査の結果といたしまして農地への復旧は困難であって、仮に農地への復旧したとしても継続した営農の見込みがないと思われますので、現況をそれぞれ山林又は原野として非農地と判断する事が妥当であると考え次第です。

同じく議案第4号の内、番号10番について説明をいたします。今回、福島町内において申出人である[ ]氏から非農地、本人曰く原野相当ということでの申し出がなされた件については、農地の位置としまして福島町端免字大山[ ]、地目が畑で面積が378㎡となっております。場所は申出人が居住する住宅の真裏で、住宅敷地よりも一段上がった場所になります。今回4か所から主に写真を撮らせていただきました。1月15日に写真を撮るため現地に出向き現況の確認を行ったところですが、申出地には数本の果樹が植えられているということを確認いたしました。現地では管理もかなり行き届いており現況としては農地の範囲を逸脱した状態にはないのではないかということで、そういう見立てで判断をしたところです。本件に関し申出人の[ ]氏にも聴き取りを行いましたけれども、申出人が若い時分に祖父がミカンを植栽されていた記憶もあるということで少なくとも40年以上前から現状の状態、特に何ら植えられていないということでした。今回申出の理由としては農地が崩れない様に石垣工事を行う計画があるということと、将来的には居宅の増築の際に利用する可能性もあるため原野として非農地の判断を受けたいというような思いをということを確認いたしました。しかしながら、先ほども申し上げたとおり現地は小型の管理機等であれば現状でも乗り入れ可能であるということと、かなり日当たりも良好で農地としての活用も十分可能であり、現段階としては非農地として取り扱うことは適切ではないかと判断をしているところです。なお、担当地区の松尾委員も別日で現地の確認をなされているところです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### 【議 長】

事務局からの説明が終わりました。地元委員のご意見を伺いたいと思っておりますが、1番から8番について農業委員17番山内委員に地元委員の意見を申し上げます。

#### 【山内委員】

17番山内です。1月20日委員会事務局と共に農地の原野化の現地確認を行いました。本人に確認したところ15年から30年くらい作付けしていないということで、雑草はもちろんの事竹や木が生い茂っていました。原野が妥当かと思えます。皆様のご審議をお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。事件番号9番について、農業委員3番松本委員に地元委員の意見を願います。

**【松本委員】**

農業委員3番松本です。9番の■さんの件ですが、■さんが帰ってこられてもう15年かそれぐらいになるんですが、その前からも竹藪状態なので営農の見込みもないとのことで、山林化ということでもいいかと思えます。皆さんのご審議よろしく願います。

**【議 長】**

ありがとうございました。事件番号10番について、推進委員13番松尾委員に地元委員の意見を願います。

**【松尾委員】**

推進委員13番松尾です。事務局から説明がありましたとおり、私も現地確認行きましたところ、30年も40年もと書いてありますが柿の木が植えてあって草もあまり生えていないし、あの状態では非農地にはできないなと感じを受けました。ご審議よろしく願います。

**【議 長】**

今、地元委員さんのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。はい、無ければ議案第4号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については、1番から9番について非農地通知を交付するものといたします。

続きまして53ページ、議案第5号松浦市農地賃借料情報の公表についてを議題といたします。事務局の説明を願います。

**【事務局】**

議案第5号松浦市農地賃借料情報の公表について、令和7年における松浦市農地賃借料の情報につきまして、農地法第52条に基づき公表するものとされておりますので、公表内容につきまして皆様にご審議いただくというものでございます。議案は54ページでございます。令和7年1月から12月までに締結され公告されました賃貸借を集計しまとめております。昨年までは田畑の利用目的に応じて、例えば田については水稻とか飼料、または野菜などの畑として利用。畑に関しましては、普通畑、または飼料を作付けをする、この様に利用の目的に応じて集計をしておりましたが、現在は機構法の契約が主となっている関係上、利用目的での集計が困難でありましたので、今回から田畑の区別のみでの集計といたしたところでございます。それでは読み上げをさせていただきます。まず田でございます。旧松浦地区の平均額が8400円、最高額が22500円、最低額が4200円、集計に利用したデータ数が172件でございます。福島地区の平均額が4400円、最高額が4600円、最低額が4400円、データ数が5件です。鷹島地区の平均額が9700円、最高額が16800円、最低額が5000円、データ数が14件です。次に畑です。旧松浦地区の平均額が4500円、最高額が7400円、最低額が1800円、集計に利用したデータ数が50件でございます。福島地区についてはデータがございませんので斜線となっております。鷹島地区の平均額が3800円、最高額が7600円、最低額が1900円、データ数が36件です。下部に注がございしますが、データ数としては実際に集計に用いた筆数でございます。それから明らかに特別な事情で取引されたもの、極端に高いもの又は極端に安いものは除外して集計しているところでございます。物納の場合、玄米としている場合は1kg当たり200円と金銭に換算して集計をしました。金額は算出結果の十の位を四捨五入し、

百円単位としているところがございます。最後に本日お配りしていますが、毎年の賃料の推移を示した資料を皆様にお配りしていますので、参考までにご覧いただければと思います。なお、本総会でご承認を頂いた際には、ホームページで公表したいと考えております。以上、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

#### 【議 長】

事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、令和7年松浦市農地賃借料の情報については、表のとおり公表することといたします。

以上を持ちまして、本日の付議事項について審査決定いたしました。続きまして協議事項となっております。事務局より申し上げます。

#### 【協議及び事務連絡】

- ・ 定例総会時の駐車場について
- ・ 掘り起こし活動の際の現況確認について
- ・ 全国農業新聞の購読推進について
- ・ 活動記録簿の提出徹底について
- ・ 全国農業図書について

#### 【坂本委員】

農業委員11番坂本です。議案の54ページの物納の換算でkg当たり200円と書いてありますけれど、これは30kgにすると6000円、今は物納の契約は無いということで、過去のデータとして掲載される訳ですか、今現在どうなのか、これを公表されるのでしょうか。

#### 【事務局】

玄米1kg当たり200円という単価につきましては、昨年4月から完全に物納が出来なくなったんですが、1月から3月においては物納が出来ていた時があったので、そのデータを今回の集計に入っていたので、それを玄米1kg200円で換算して金銭としてあげたところです。1kg200円というのは、県の公社の取決めで物納で例えば玄米60kgで契約をしていた時、お米がとれなかった時に現金で払わないといけないとなった時にどうするか、こういった時には公社として玄米1kg200円で換算をしましょうとそういうルールが決まっておりましたので、今回、玄米を金銭換算する時に、それに従って1kg200円とこれに基づいて換算したという次第です。この1kg200円という数字はまだ物納の契約が生きている以上は、期間満了がくるまではまだ物納の契約が有効なので、この金額が今後変更されるかについては事務局では分かりかねるところでございます。以上です。

#### 【坂本委員】

そしたらですよ。この表示の仕方にですよ、今後は現金給付となります。ただし書きかなんかつけられるのはどうでしょうかね。

#### 【事務局】

現在の契約では物納契約ができませんよ、というような記載を注意書きに加えるってことですか。そうですね分かりました。ありがとうございます。



